

## 鮫川村地域づくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域づくり推進事業補助金の交付に関し、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和60年鮫川村規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、地域住民等が「自ら考え自ら実践する」地域づくりを推進することを目的とし、地域の活性化に寄与しようとする団体に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助の対象となる団体)

第3条 この補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に定める団体とする。

(1) 各行政区及びこれに準ずる団体、又はその集合体

(2) 地域づくりを目的として活動する5名以上で構成された団体、又はその集合体

2 前項第2号の団体については、次の各号に定める要件を備える団体でなければならない。

(1) 本村に住所又は活動の本拠を有すること。

(2) 構成員が村内に居住又は勤務する者であること。

(3) 規約若しくは会則を有すること。

(4) 事業執行等の体制が確立されていること。

### (補助の対象となる事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる地域づくり推進事業とは、次の各号に定める事業とする。ただし、次項各号に定める事業については補助の対象としない。

(1) 地域に伝わる芸能や文化、地域住民の能力を活かして、地域の特色を承継させる事業

(2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業

(3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や、安全で安心な地域づくり活動等、地域の実情に応じた生活環境の向上を図る事業

(4) 地域の人とつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、社会貢献活動を促進していくための事業

(3) その他、特に村長が認めた事業

2 この補助金の交付の対象とならない事業は、次の各号に定める事業とする。

(1) 国、県又は他の補助事業に該当し、その助成を受けて実施する事業

(2) 本村の他の補助事業の対象となる事業

(3) 営利が目的と認められる事業

### (補助の対象となる経費)

第5条 前条第1項各号に定める事業の補助対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は20万円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めるときは、20万円を限度として補助対象経費の全額を補助することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請は、鮫川村地域づくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則並びに会員及び役員名簿
- (2) その他、村長が特に必要と認める書類

- 2 前項の申請は、村長が別に定める期間内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 村長は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、鮫川村地域づくり推進事業補助金概算払請求書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、鮫川村地域づくり推進事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して30日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(補助金を概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い期日までに行わなければならない。

- (1) 当該事業の経費に係る領収書の写し
- (2) 事業の実施内容がわかる写真、資料等

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた団体は、補助事業を完了した場合は前条の実績報告書に合わせて、鮫川村地域づくり推進事業補助金交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補

助事業の完了した日の属する会計年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 鮫川村地域づくり活動事業補助金交付要綱は廃止する。

別表第1（第5条関係）

項 目	内 容	備 考
報 償 費	講師謝金等	労務の対価、イベントの参加賞や景品等は除く。
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、燃料費	備品は除く。
委 託 料		
役 務 費	郵便料、保険料、手数料、広告料	
使用料及び賃借料	一時的な動産及び不動産の賃借料	長期的に借りるときを除く。

鮫川村長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者 ⑩  
事務担当者 住所  
氏名

鮫川村地域づくり推進事業補助金交付申請書

年度の地域づくり活動を下記のとおり実施したいので、補助くださるよう鮫川村地域づくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 事業費 \_\_\_\_\_

3 交付申請額 \_\_\_\_\_

4 添付書類

- (1) 規約又は会則並びに会員及び役員名簿
- (2) その他、村長が必要と認める書類

5 事業の概要

事業の目的(何のために実施するのか)
事業の内容(いつ、どこで、何を実施するのか)
期待される事業の効果

6 収支予算書

(収入の部)

単位：円

項目	予算額	備考
合計		

(支出の部)

項目	予算額	備考
合計		

年 月 日

鮫川村長

様

団体の所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

⑩

鮫川村地域づくり推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった 年度  
鮫川村地域づくり推進事業補助金について、下記のとおり概算払いにより交付して下さるよう請求します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 交決定金額 \_\_\_\_\_

3 請求金額 \_\_\_\_\_

年 月 日

鮫川村長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者

㊟

鮫川村地域づくり推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号により補助金の決定を受けました  
地域づくり活動の実績について、鮫川村地域づくり推進事業補助金交付要綱第10条の規定に  
より、下記のとおり報告します。

記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 事業費 \_\_\_\_\_

3 事業期間 \_\_\_\_\_年 月 日～ \_\_\_\_\_年 月 日

4 補助金交付決定年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

5 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_円

6 添付書類

- (1) 事業の経費に係る領収証の写し
- (2) 事業の実施内容がわかる写真、資料等

7 収支決算書

(収入の部)

単位:円

項目	予算額	決算額	差引	備考
合計				

(支出の部)

項目	予算額	決算額	差引	備考
合計				

年 月 日

鮫川村長

様

団体の所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

㊟

鮫川村地域づくり推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった 年度  
鮫川村地域づくり推進事業補助金について、下記により金 円を交付して  
くださるよう請求します。

記

事 業 名	
事 業 費	円
交 付 決 定 額	円
受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円